

## 標準旅行業約款（旅行相談契約）

### （適用範囲）

- 第1条 当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところによります。この約款の定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### （旅行相談契約の定義）

- 第2条 この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料金」といいます。）を収受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。
- （1） 旅行者が旅行の計画を作成するために必要な助言
  - （2） 旅行の計画の作成
  - （3） 旅行に必要な経費の見積り
  - （4） 旅行地及び運送・宿泊施設等に関する情報提供
  - （5） その他旅行に必要な助言及び情報提供

### （契約の成立）

- 第3条 当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければなりません。
- 2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- 4 当社は、業務上の都合があるとき又は旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは、旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるときは、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

### （相談料金）

- 第4条 当社が第2条に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければなりません。

### （当社の責任）

- 第5条 当社は旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その傷害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6ヶ月以内に対して通知があったときに限ります。
- 2 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。したがって、満員等の事由により、運送・宿泊機関等の間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供をする契約を締結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。